

四日市市告示第508号

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年9月5日

四日市市長 森 智 広

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年四日市市告示第136号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p>第4条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 対象講座受講開始日現在において一般教育訓練給金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金を受給できる支給対象者 前2号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が受給した一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額 <u>(その額が12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。)</u></p>	<p>(支給額)</p> <p>第4条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 対象講座受講開始日現在において一般教育訓練給金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金を受給できる支給対象者 前2号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が受給した一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額</p>

この要綱は、告示の日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)